

住民主導の情報公開条例を

比 嘉 善 榮

1. はじめに

情報公開条例の勉強会の関わりについてお話申し上げたいと思います。

中城村には職員の中で親睦を兼ねた八日会という親睦会があり、その会は9人で組織し毎月・8日の月例会と年一回の宿泊親睦研修会を持ち、職員相互の意識高揚を高めるための議会活動に関する勉強会、各地域の情報交換、職員相互親睦会等を目的に活動しております。

その活動内容であります。月一回の勉強会に全員出席しやすいように沖縄の慣習であるモアイ形式の勉強会をとっております。月一万円の中からモアイ金として五千円、会の費用として二千円、残り三千円については会の親睦会及び勉強会の費用に当て3年近く会活動が継続されております。

2 情報公開条例との関わりについて

八日会の年間行事である宿泊研修会の研修内容をどのように設定し研修会を持つかについて協議の結果、研修テーマを「中城村の財政状況と類似市町村との比較」として、平成10年の研修会を開催することになりました。

次に、講師をどの先生にお願いしたら良いのか、なかなか決まりません。協議の中で琉球大学教授 仲地 博先生にお願いしたらどうかとの提案があり、多忙な先生であり引き受けて下さるのか、どうか不安であった。結果は当たって砕けろとの気持ちで図々しく研究室にお願いにお伺いしたところ快く引き受けて頂き、講師も決まり研修会の準備に取りかかりました。

研修会は平成10年10月20日の午後2時から万座ビーチホテルで開催しました。先程述べましたように「中城村の財政状況と類似市町村との比較」がテーマでしたが予定の3時間をオーバーし、実のある研修会となりました。

講演の後の質疑応答の中で出てきたのが新聞にも報道されたので会場の皆様で

記憶の方もいらっしゃると思いますが、本村の不名誉な土木疑惑です。

なぜ談合疑惑が発生するのか、談合の防止策は、村当局の提案している「中城村工事入札参加資格審査及び業者選定に関する規定」の有効性はどうか、などが議論となりました。

特に議論になったのが、情報公開です。かねがね、私達の中で、今回の談合事件、「工事入札参加資格審査及び業者選定に関する規定」の審議において、情報提供の不十分さが問題だと認識されております。議員の求める説明（公表すべき資料）が出てこない、まして村民に対して十分に説明されていないと思っていたのです。情報公開条例が強く意識されたのは、この宿泊研修会の時からです。

情報公開条例の勉強会をどのようにしたか、八日会の年間の勉強会を「情報公開条例」とし、月1回の勉強会を行うことに致しました。八日会は、これまでそれなりの勉強会は、ずっと続けておりましたが、一貫したテーマで、しかも高度の法律の知識を必要とするテーマに取り組んだのは初めてです。はじめはまったくの手探りでした。情報公開に関する本を2冊選んで、読むことから始めました。本を読めば読むほど、何が何なのかわからなくなり、途方に暮れることもありました。

お互いのかかえる疑問点を出し合い、議論をしていく中で、情報公開条例の重要性、必要性がしだいに深く理解できるようになりました。インターネットで市川市市民が提案する情報公開条例案を入手したり、先進市町村の条例を参考にし、勉強会を継続しておりました。

そのうち、浦添市の情報公開審議会を傍聴できることを知りました。浦添市の情報公開の制度を審議する審議会ですが、佐久川先生、前津先生等の専門家が委員であり、今日報告された朝崎さんが、市側の説明担当であり、この審議会の傍聴は大変勉強になりました。八日会から、毎回数人の会員が傍聴し、休憩時間には、直接質問することもでき、多くの知識を仕入れました。このような貴重な機会を与えて下さった、浦添市には感謝申し上げます。

特に印象深く感じたのは、先程の朝崎さんの報告の中にもありました浦添市のアンケート調査の結果です。アンケートによれば市民の75.7パーセントが情報公開を必要と感じており、職員が82.3パーセントが賛成と答えています。情報公開条例に対する市民の意識の高さと職員の積極姿勢が伺えました。

本村で、調査をすると、どういう結果になるのかなーと考えました。また、浦添市では、情報公開条例と個人情報保護条例がセットになっていることも、勉強になりました。

本村において、談合疑惑事件という不名誉なできごとで、議会は行政の監視と行政機関の持つ情報を村民へ公開する手段としての情報公開条例制定の必要性を痛感した次第であります。

情報公開制度の導入で村民が行政機関のあらゆる情報を身近なものとし、村民と行政がより身近なものとなって村民が行政並びに議会に関心を持ち、行政に参加できるような雰囲気を作ることによって地方の活性化が実現するのではないだろうか。議会が一体となって情報公開条例の次は行政事務手続条例が制定できるよう積極的に勉強会を重ねて平成12年12月定例会への提案を目指して頑張ってください。

3. おわりに

以上が、これまでの八日会の勉強会の経過です。最後にこの中で感じたことを述べます。情報公開条例は、談合疑惑という事件から、必要性を感じました。しかし、情報公開条例は、それだけではありません。情報公開条例の導入で、村民がより身近なものとなってくるのではないかと、村民が行政と議会に関心を持ち、議会が一体となって、情報公開条例を制定する責任があるのではないのでしょうか。

地方分権が叫ばれる中、議会は村当局の提案する議案の審議が先行する中で、議員は条例等の立法者としての責任があるのではないかと、村当局の提出する議案の審議や村当局を監視するだけでなく、議会は今後の条例策定に向けての議員活動の一貫として条例制定の勉強会を充実させ、議会全体としてもとりくまねばならない問題ではないのか。痛感した次第であります。行政がやらなければ、議会が率先垂範して条例化するのが立法府の責任であると考えます。

我々八日会の会員は、気負いせず、気軽に議員及び村民が参加しやすいように門戸を開けて、議員相互の資質の向上と村民参加を目標に、情報公開条例を議員提案できるレベルを目指して頑張りたいと思います。今はまだそこまでは手が回りませんが、情報公開条例の次は、行政手続条例の勉強にも取り組んでみたいと考えます。

目標は、住み良い中城村を築くことです。そのひとつの手段として、本村におい

でも、情報公開条例を制定することです。村当局，議会の協力を得ながら努力する所存であります。これまでも，多くの方々からのご助言をいただきました。今後とも，ご指導をお願い申し上げ報告と致します。